

日付：令和7年1月30日

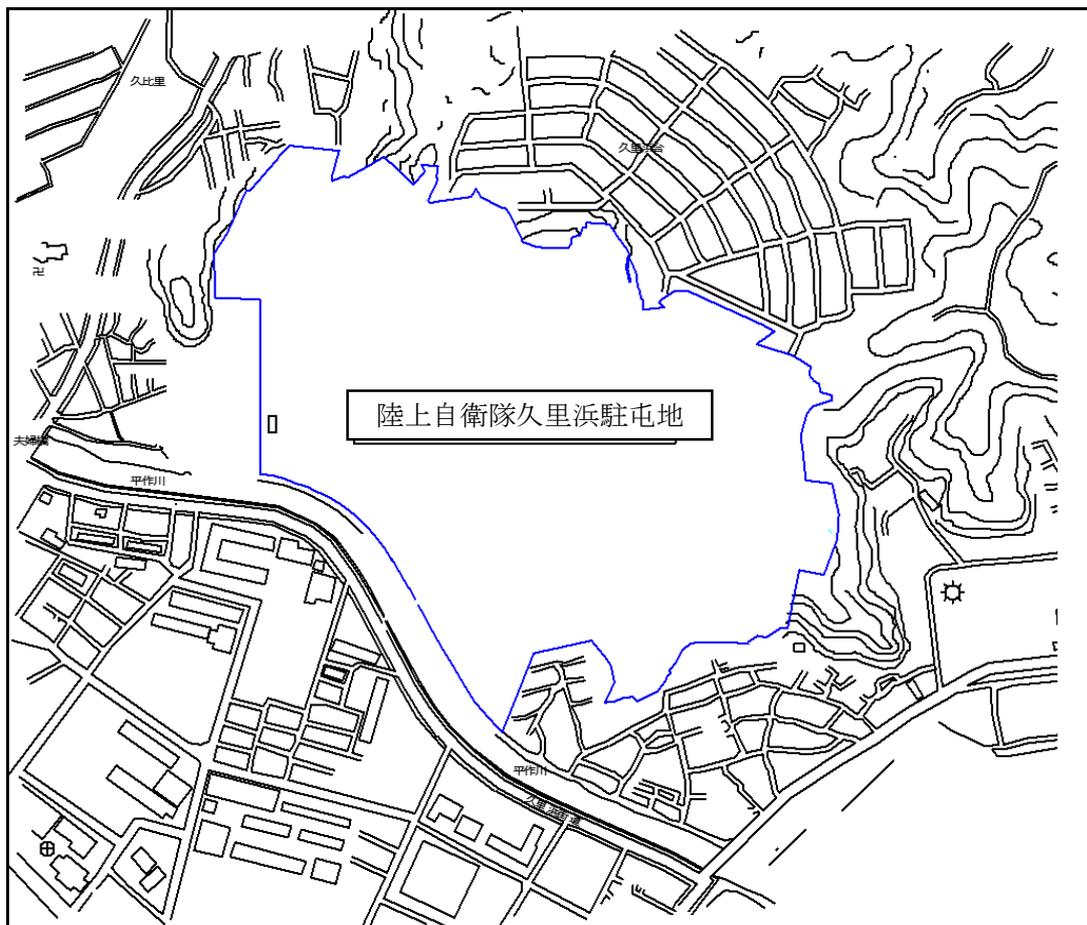
産業廃棄物運搬・処分役務

件名：（不燃ごみ）

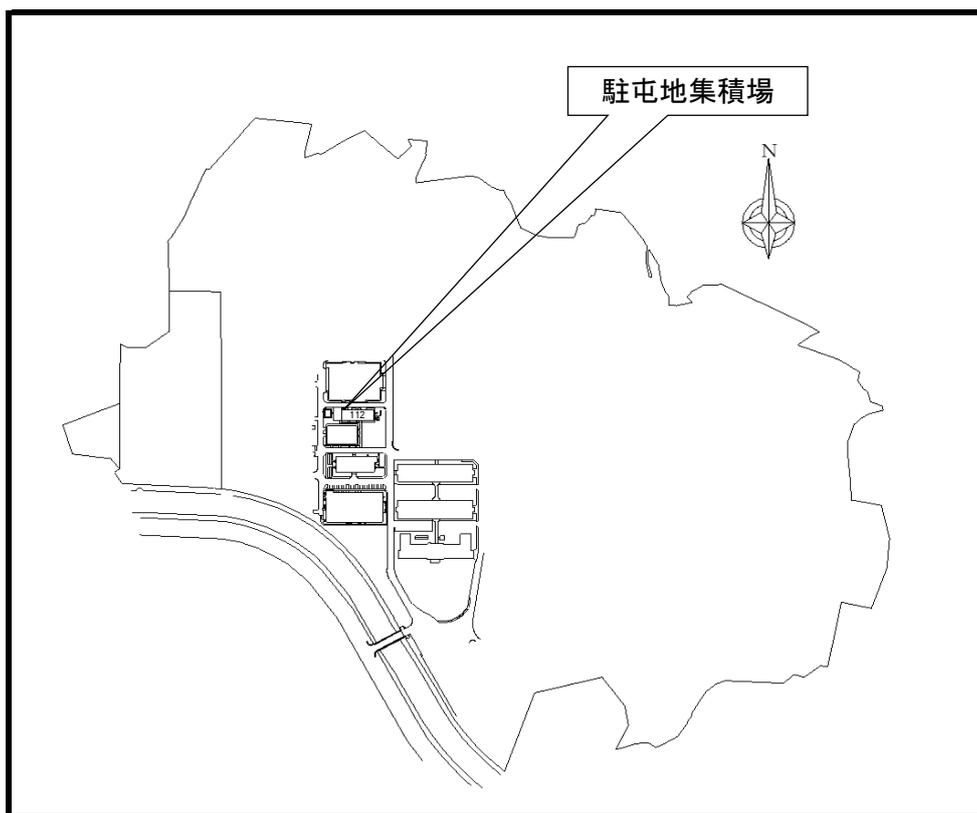
システム通信・サイバー学校

仕 様 書

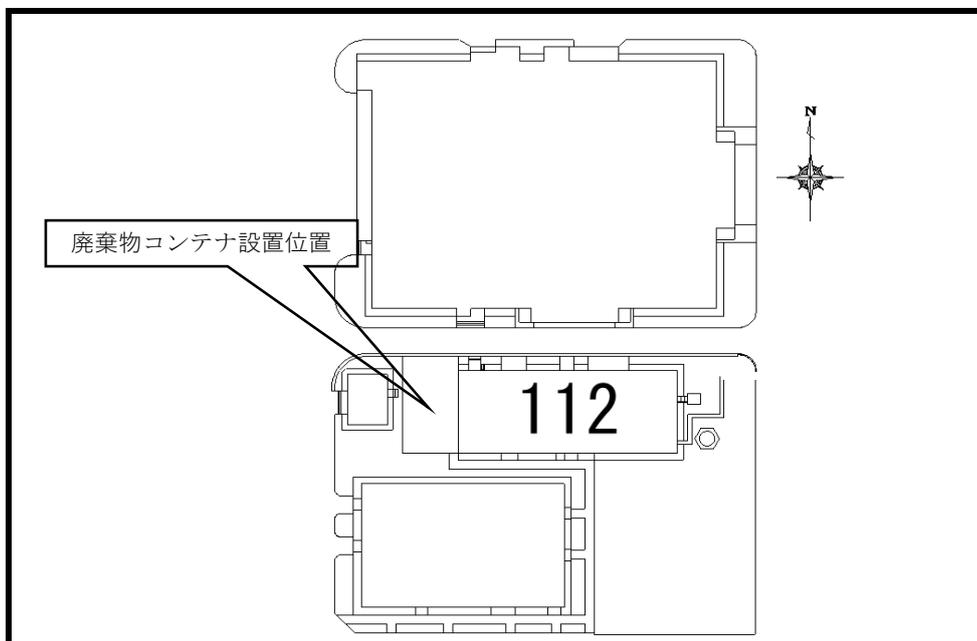
- 1 件 名 産業廃棄物運搬・処分役務（不燃ごみ）
- 2 場 所 神奈川県横須賀市久比里 2-1-1 陸上自衛隊久里浜駐屯地
- 3 期 間 令和7年4月1日から翌年3月31日の間
- 4 概 要 本件は、陸上自衛隊久里浜駐屯地から発生する産業廃棄物（不燃ごみ）の運搬及び最終処分について行う。
- 5 一般事項
 - (1) 本件は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等（以下「法律等」という）に基づき実施すること。
 - (2) 請負者は、県知事等から産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処分業の許可を受けている者とし、入札前に許可書の写しを提出すること。
 - (3) 運搬及び最終処分については、駐屯地内の規則に基づく書類手続き（面会手続き等）を行い実施すること。
 - (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）（以下「マニフェスト」という）は、法律等に基づき適正に処理し提出すること。
- 6 特記事項
 - (1) 運搬及び最終処分する廃材の種類は以下のとおり。
 - ア 発泡スチロール類
 - イ セトもの類
 - ウ 鋳物類
 - エ ガラスくず
 - オ その他不燃ごみ
 - (2) 予定数量は、「令和7年度不燃ごみ月別処分量（予定数）一覧表」のとおり。
 - (3) 駐屯地集積場に産業廃棄物運搬用コンテナ（1台あたり4t程度のもの）を1ヶ所設置すること。設置場所については案内図及び配置図のとおり。
 - (4) 請負者は、本件に関する法律等を遵守するとともに、円滑な進捗を図る。
 - (5) 本件において事故等が発生した場合、請負者はその責任と費用負担において対処する。
 - (6) 本件の内容と仕様書に疑義が生じた場合は、監督官と協議すること。
 - (7) 官側から要請があった場合は、速やかにコンテナの設置・運搬を実施すること。
 - (8) コンテナの搬出は監督官立会のもと行い、官側の指定した日とする。
 - (9) コンテナの最終搬出は3月中旬とする。
 - (10) 処分数量が確認できるもの（計量伝票等）を提出する。
 - (11) 令和8年3月31日までに最終処分を完了し、マニフェストを提出する。



案内図



配置図



浴場裏配置図

年間予定総量

2,352 kg